

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年7月31日

京都市長 桧本 賴兼

京都市規則第30号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の4第2項第2号中「、同項第7号の規定による控除を受けた扶養義務者等についてはその者につき500,000円」を削る。

第10条の2第1号イ中「140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)に満たないときは、140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)」を「70万円に満たないときは、70万円」に、「65万円」を「80万円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(一部負担金に相当する額の特例に関する特例)

4 次の各号のいずれかに該当する者については、第10条の2第1号アに掲げる者とみなして、この規則の規定を適用する。この場合において、第10条の3第1項及び第2項中「前条第1号ア又はイ」とあるのは「附則第4項第1号又は第2号」と、第10条の6並びに第8号様式注及び備考以外の部分中「第10条の2」とあるのは「附則第4項」とする。

(1) 療養のあった日の属する月が平成18年8月から平成19年7月までの場合にあっては、平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)であって、地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号。以

下「平成17年地方税法改正法」という。)附則第6条第2項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)に該当していることにつき市長の認定を受けた者

(2) 療養のあった日の属する月が平成19年8月から平成20年7月までの場合にあっては、平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者であって、平成17年地方税法改正法附則第6条第4項に該当する者と同一の世帯に属するもの(その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。)に該当していることにつき市長の認定を受けた者

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則の規定は、平成18年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)